

【社会福祉法人花木蓮 グループホーム花小町もろえ 利用料金表】

2021.4～

単位:円

	負担割合	介護保険負担金	居室利用料	食材料費	1日合計	1ヶ月(30日)
要支援2	1割	758	1,600	1,380	3,738	112,140
	2割	1,516			4,496	134,880
	3割	2,275			5,255	157,650
要介護1	1割	762	1,600	1,380	3,742	112,260
	2割	1,525			4,505	135,150
	3割	2,287			5,267	158,010
要介護2	1割	798	1,600	1,380	3,778	113,340
	2割	1,596			4,576	137,280
	3割	2,394			5,374	161,220
要介護3	1割	822	1,600	1,380	3,802	114,060
	2割	1,644			4,624	138,720
	3割	2,467			5,447	163,410
要介護4	1割	838	1,600	1,380	3,818	114,540
	2割	1,677			4,657	139,710
	3割	2,515			5,495	164,850
要介護5	1割	855	1,600	1,380	3,835	115,050
	2割	1,711			4,691	140,730
	3割	2,567			5,547	166,410

※居室利用料は月単位、1ヶ月48,000円です。

※但し、月途中で入退居される場合は1日あたり1,600円で日割り計算します。

※その他、下記については、該当する場合のみ加算されます。

単位:円

加算項目	算定要件		1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制化加算(I)	・グループホームの職員として看護師を1名以上配置している。 ・重度化した場合における対応に係る指針を整備している。	1日	39	78	117
医療連携体制化加算(II)	・事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。 ・事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは専門看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。	1日	49	98	147
医療連携体制化加算(III)	・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。 *(II)(III)共通 ・算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1名以上であること。 (1)喀痰吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。	1日	59	118	177
初期加算	・入居後、最初の30日間 ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合、再入居後、最初の30日間	1日	30	60	90
サービス提供体制強化加算(I)	①介護福祉士を70%配置している。 ②10年以上の勤続年数のある介護福祉士を25%以上配置している。 ①、②のいずれかに該当すること。	1日	22	44	66
サービス提供体制強化加算(II)	介護福祉士を60%配置している。	1日	18	36	54
サービス提供体制強化加算(III)	①介護福祉士を50%配置している。 ②常勤職員を75%以上配置している。 ③7年以上の勤続年数のある者を30%以上配置している。 ①～③のいずれかに該当すること	1日	6	12	18
認知症専門ケア加算 I	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、入居者の1/2以上である。 ・認知症介護実践リーダー研修終了者を、1名以上配置している。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導 会議を定期的開催している。	1日	3	6	9
認知症専門ケア加算 II	・認知症専門ケア I を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している。 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成実施している。	1日	4	8	12

栄養管理体制加算	・管理栄養士(外部*との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。 (外部*)介護保険施設については、常勤で1以上または栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。	1ヶ月	30	60	90
科学的介護推進体制加算	①入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ①、②のいずれも満たすこと。	1ヶ月	40	80	120
入院時費用	・入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている。	1日	249	498	747
			1か月に6日を限度とする		
看取り介護加算	・死亡日以前31～45日 ・死亡日以前4～30日 ・死亡日前日および前々日 ・死亡日	1日	73	149	219
		1日	146	292	438
		1日	689	1378	2067
		1日	1297	2594	3891
身体拘束廃止未実施減算	* 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。(運営推進会議を活用することができる。) ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1日	10% 減算		
退居時相談援助加算		1回	405	810	1215
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数11.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数3.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数2.3%を乗じた単位数			

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		1回	20	40	60
		6ヶ月に1回を限度とする			
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		1回	5	10	15
		6ヶ月に1回を限度とする			
口腔機能向上加算(Ⅰ)		1回	152	304	456
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1回	162	324	486
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		1ヶ月	101	202	304
		3ヶ月に1回を限度とする			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1ヶ月	202	404	606
若年性認知症利用者受入加算		1日	121	243	365

(金沢市は地域等級が7等級であり、1単位＝10.14円で計算します。)

【社会福祉法人花木蓮 グループホーム花小町もろえ 利用料金表】

2021.4～

単位:円

	負担割合	介護保険負担金	居室利用料	食材料費	水光熱費	1日合計	1ヶ月(30日)
要支援2	1割	758	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護1	1割	762	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護2	1割	798	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護3	1割	822	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護4	1割	838	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護5	1割	855	1,100	1,380	500	2,980	89,400

※生活保護制度を利用されている方の介護保険負担金の個人負担はありません。

※居室利用料は月単位、1ヶ月33,000円です。

※但し、月途中で入退居される場合は1日あたり1,100円で日割り計算します。

※その他、下記については、該当する場合のみ加算されます。

単位:円

加算項目	算定要件		1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制化加算(I)	・グループホームの職員として看護師を1名以上配置している。 ・重度化した場合における対応に係る指針を整備している。	1日	39	78	117
医療連携体制化加算(II)	・事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。 ・事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは穂門看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。	1日	49	98	147
医療連携体制化加算(III)	・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。 *(II)(III)共通 ・算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1名以上であること。 (1)喀痰吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。	1日	59	118	177
初期加算	・入居後、最初の30日間 ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合、再入居後、最初の30日間	1日	30	60	90
サービス提供体制強化加算(I)	①介護福祉士を70%配置している。 ②10年以上の勤続年数のある介護福祉士を25%以上配置している。 ①、②のいずれかに該当すること。	1日	22	44	66
サービス提供体制強化加算(II)	介護福祉士を60%配置している。	1日	18	36	54
サービス提供体制強化加算(III)	①介護福祉士を50%配置している。 ②常勤職員を75%以上配置している。 ③7年以上の勤続年数のある者を30%以上配置している。 ①～③のいずれかに該当すること	1日	6	12	18
認知症専門ケア加算 I	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、入居者の1/2以上である。 ・認知症介護実践リーダー研修終了者を、1名以上配置している。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導 会議を定期的に行っている。	1日	3	6	9
認知症専門ケア加算 II	・認知症専門ケア I を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している。 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成実施している。	1日	4	8	12

栄養管理体制加算	・管理栄養士(外部*との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。 (外部*)介護保険施設については、常勤で1以上または栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。	1ヶ月	30	60	90
科学的介護推進体制加算	①入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ①、②のいずれも満たすこと。	1ヶ月	40	80	120
入院時費用	・入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている。	1日	249	498	747
			1カ月に6日を限度とする		
看取り介護加算	・死亡日以前31～45日	1日	73	149	219
	・死亡日以前4～30日	1日	146	292	438
	・死亡日前日および前々日	1日	689	1378	2067
	・死亡日	1日	1297	2594	3891
身体拘束廃止未実施減算	* 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。(運営推進会議を活用することができる。) ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1日	10% 減算		
退居時相談援助加算		1回	405	810	1215
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数11.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数3.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数2.3%を乗じた単位数			

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		1回	20	40	60
		6ヶ月に1回を限度とする			
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		1回	5	10	15
		6ヶ月に1回を限度とする			
口腔機能向上加算(Ⅰ)		1回	152	304	456
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1回	162	324	486
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		1ヶ月	101	202	304
		3ヶ月に1回を限度とする			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1ヶ月	202	404	606
若年性認知症利用者受入加算		1日	121	243	365

(金沢市は地域等級が7等級であり、1単位＝10.14円で計算します。)